

富士川砂防事務所 Twitter（ツイッター）運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、富士川砂防事務所が取得した公式ツイッターアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本ポリシー

公式ツイッターアカウントの運用は、富士川砂防事務所が施行する流域等の土砂災害関連情報及び行政情報等について、携帯端末でも即時情報を入手することにより、流域住民の利便性を高めるとともに土砂災害に対する意識の向上を図ることを目的とする。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) ツイッター：ユーザーが「ツイート」（＝140文字以内の短文）を投稿し、情報を共有できる民間ソーシャルメディアサービス
- (2) 公式ツイッター：富士川砂防事務所が設置・運営するツイッターユーザー名及びアカウント
- (3) アカウント：ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名のこと
- (4) ツイート：ツイッターに投稿する文章のことをいう
- (5) 公式ツイート：公式ツイッターから投稿するツイートをいう。
- (6) フォロー：他のユーザーのツイートを自動受信するように設定することをいう。（常に自分が受信できるようアカウントを登録すること）
- (7) リプライ：ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信すること。
- (8) リツイート：ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

4. 運用方法

公式ツイッターの運営主体は富士川砂防事務所、アカウントの管理は調査課とし、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

- ア 富士川砂防管内（長野県富士見町、山梨県北杜市、韮崎市、南アルプス市、早川町）における土砂災害に関連する情報及び行政情報
- イ 富士川砂防事務所が行った記者発表や富士川砂防事務所が主催または共催しているイベント等の情報
- ウ 富士川砂防事務所の事業・事務に関わる情報
- エ その他、土砂災害防止に関わる情報

(2) 発信する文章の作成担当

ツイートする文章は、富士川砂防事務所公式ホームページ(以下「公式ホームページ」という。)に掲載する情報を補完するため、所管課・出張所が作成する。

(3) 発信にあたっての留意点

ア 誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努めること

イ 信頼性が確保できない情報は発信しないこと

(4) 発信手順

情報の発信にあたっては、事務所長あるいは代行する者の確認を得た上、適時公式アカウントでツイートする。

(5) 他アカウントのフォロー等

公式ツイッターアカウントは、原則として情報発信を行うものとし、個人アカウントへのフォローやリプライ、リツイートは行わないものとする。

ただし、公式アカウントが確認できる公共機関又はこれに準ずる機関へのフォローやリツイートは、行うことがある。

(6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報の流布の防止のため、公式ツイッターのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。また、ツイッターのユーザー名を事務所ホームページ上に明示する。

なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(7) 利用の促進

利用者が富士川砂防事務所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため、「公共機関アカウント」に登録する。

(8) ツイートに記載するリンク先

ツイートに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則富士川砂防事務所ホームページとする。

(9) 状況の監視

PCからアクセスするツイッター画面の状況について異常がないか、適時確認を行う。

5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式ツイッターアカウントにより発信し周知する。

6. その他

情報発信については、内閣官房情報セキュリティセンター、総務省、経済産業省の指針(平成23年4月5日付)に基づき、運営する。

ツイッターの利用について、なんらかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理

者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。